

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第5回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

6月3日の金曜日に開催されました第2回総会におきまして、これまでの専門小委員会における議論の経過等を報告した上で、今次の地方制度調査会における審議項目が決定されました。参考資料1として配付しております。この総会におきましては、そこで出された御意見等を踏まえて、今後、専門小委員会で審議項目について議論を深めていくこととされたところです。

本日以降、審議項目について順次、調査審議をしていきたいと考えておりますけれども、まず、専門小委員会における今後の審議に関する資料を事務局に用意していただいておりますので、これを事務局から説明していただき、委員の皆様にご確認をいただきたいと思っております。

なお、第3回専門小委員会におきまして行った地方六団体に対するヒアリングに関連して、その後、皆様から追加で質問をいただいた内容及びこれに対する回答を整理したもののについて、参考資料2として配付いたしておりますので、御承知おきいただければと存じます。

それでは、今後の審議に関する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中行政課長 よろしくお願ひいたします。資料1「専門小委員会における当面の審議について」をお願いいたします。

諮問事項を受けまして、前回の総会におきまして審議項目をお決めいただいたところでございます。当面の審議事項につきましては、この審議項目に沿いまして御審議をいただくことが基本かと思っております。

審議項目1といたしまして「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として何を捉えるべきか、この点につきまして、今回、この後に御議論をいただくということでいかがかと考えております。

次回、第6回についてでございます。これまでの総会、専門小委員会におきまして、審議項目3「その他の必要な地方制度のあり方」のうち「地方議会のあり方」につきまして、各議長会から多様な人材の議会の参画等につながる重要かつ喫緊の課題でありますので、早期の審議の要請をいただいているところでございます。これを踏まえまして、第6回は、審議項目3の「その他の必要な地方制度のあり方」として「地方議会のあり方」について御議論いただくということでいかがかと考えてございます。

第7回でございますが、本日の審議項目1の引き続き、それから、次回の審議項目3の地方議会の関係の引き続きのテーマについて御議論いただくということでいかがかと考えてございます。

なお、今後の審議に当たりまして、必要に応じまして関係省庁や地方公共団体等へのヒアリングを実施していくことも併せて考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

行政課長が田中さんになっております。御紹介しませんでしたけれども、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

審議項目につきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、当面の審議予定については、資料1にありますように、審議項目1の「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」の整理に関する審議を行うとともに、審議項目3の「地方議会のあり方」については、各議長会から多様な人材の議会への参画等につながる重要かつ喫緊の課題であり、早期の審議が求められていることも踏まえて、並行して審議を進めてまいりたいと思います。また、必要に応じて関係省庁や地方公共団体等へのヒアリングの実施についても検討してまいりたいと思います。

次に、審議項目1のうち「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」に関する資料を事務局に用意していただいておりますので、この点につきまして御議論いただきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○田中行政課長 それでは、資料2によりまして、審議項目1の関係資料を御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

2ページをお開きいただきますと、今回の審議項目の中で、今回御議論いただく項目の位置付けについて赤い枠で囲っているところでございます。審議項目1のうち、本日は「デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、住民からの視点も踏まえ、どのようなものが考えられるか」及び「新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか」という点について、「個別分野の法令・制度に係る課題を踏まえつつも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか」という点について、資料を御用意させていただきます。

「ポストコロナの経済社会の課題」につきましては、また回を改めて御説明させていただければと思っております。

デジタル・トランスフォーメーションの進展については次ページ以降でございまして、4ページをお願いいたします。これは既に専門小委員会で御紹介を申し上げている資料と承知をしております。デジタル・トランスフォーメーションの進展についての政府の取組

ということでございまして、ざっくり申し上げますと、かつてはこうした取組についてはICTの活用によって、いかに効率化をしていくかというような議論だったのですが、近年の議論はデータをいかに利活用するのか、デジタル技術によって社会変革、あるいは行政サービスの改善にどうつなげていくのか、こういった方向に変わってきていると認識をしております。

5ページをお願いいたします。デジタル・トランスフォーメーションの進展への対応に係る課題でございます。ここで御紹介させていただきますのが、政府が6月に閣議決定いたしましたデジタル社会実現重点計画でございます。デジタルにより目指す社会の姿を実現するためには①から⑥が求められるとされておりまして、課題認識を整理しているものでございます。

特に点線で囲っている項目がございまして、ここが事務局としまして、地方制度との関係で議論を深めていく必要があるのかなと思っております。後ろに個表をつけてございますので、個表で御紹介をさせていただければと思っております。

③「デジタル化による地域の活性化」。デジタル化の可能性ということにつきましては、専門小委員会でも色々御議論をいただいていると思っておりますが、インフラ整備が不十分である、国と地方、地方と地方、分野と分野で多くの場合、データがつながっていないなどの課題があるということでございます。

また、⑤「デジタル人材の育成・確保」でございまして、デジタル改革の担い手になる人材の充実が不可欠であります。社会全体に必要な人材が質・量ともに充実しているとは言い難いという指摘でございます。

次のページをお願いいたします。地方六団体がこれまでに、この専門小委員会や総会において示してきました課題を整理したものでございます。

ざっと申し上げますと、標準化の一方で地方の自主性・自立性への配慮を求める意見。システム構築に当たって地方の意見の反映を求める意見。それから、人材の育成を求める意見。住民のデジタルリテラシーの向上の取組が必要である、デジタル・デバイドが生じないような留意が必要であるということ。それから、情報共有としまして、効果的なシステム構築のためには個人情報スムーズに共有されるような仕組みが要るということ。それから、行政事務の効率化・住民の利便性の向上という視点が必要であるということでございます。

7ページをお願いいたします。デジタル化により目指す社会の姿と地方制度のあり方ということで、デジタル化による地域の活性化というのが先ほどの項目でございましたが、それにつきまして何点か御説明をさせていただきます。

この資料は先ほど御説明しました重点計画からの抜粋でございまして、目指す姿としまして、地方の共通基盤を国が提供することなどによって、地域からデジタル改革、デジタル実装を推進していった、地方分散型社会を実現していくことが記述されてございます。

8ページは構造改革のためのデジタル原則を取り上げたものでございまして、ここから

先はデジタル化のための地方の共通基盤について、各論でどんなことが議論されているかということを紹介させていただくものでございます。

先ほども御紹介しました重点計画の中で、本格的な構造改革を行うことでデジタル社会を実現していくという問題意識のもとで、構造改革のためのデジタル原則を示しまして、これを踏まえて規制の横断的な見直しを行うとされております。特にこの原則④と⑤、相互運用性確保原則ということで、国・地方、準公共といった主体・分野間のばらつきを解消しまして、システム間の相互運用性を確保するといったこと。あるいは原則⑤で共通基盤利用原則ということで、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めるということが言及されております。

9ページをお願いいたします。共通基盤の各論になりますが、こちらは標準化法の制定についてでございます。これは既に専門小委員会でご紹介しているものでございますので省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。この標準化について具体的に、この6月に決定されました重点計画でどう書かれているかということで、2つ目の○を御覧いただきますと、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行できるよう、その環境を整備する。その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聞いて進めるとされているところでございます。

11ページをお願いいたします。デジタル化のための地方の共通基盤のうち、個人情報保護制度の共通ルール化についてでございます。これも既に御紹介を申し上げている資料だと認識をしております。32次地方制度調査会でも御議論いただきました団体ごとの条例の規定の相違というのがデータ流通の支障になっている、いわゆる「2000個問題」の解消のために、国と併せまして地方公共団体の機関も個人情報保護法の対象にし、同じ規律を適用しまして、個人情報保護委員会の監視の対象にもなったということでございます。

次のページをお願いいたします。地方の共通基盤のうち、制度・様式の共通化の要請ということでございます。近年は、規制改革の取組としまして条例による地方の独自規制、あるいは地方公共団体間で色々な様式が違っていることとか、制度運用のばらつきがあることが、国民や事業者の負担になっているということで、特にそういったことがデジタル化の進展によって顕在化してきたということかと思いますが、こういうローカルルールの見直しの要請が拡大しているということでございます。最近の政府の方針について取り上げさせていただいていますが、例えば、2022年の規制改革推進会議の答申でこのような言及があるということでございます。

13ページをお願いいたします。地方からも指摘がありましたデジタルの共通基盤をつくっていく際に、地方の意見反映が重要であるということにつきましては、地方行政のデジタル化に係る国の施策の立案に際して、国に対して地方六団体など、地方に対する意見聴取や地方の意見反映プロセスの導入等を法制度上で求めている例がございます。ここでデジタル社会形成基本法の条文を引用させていただいてまして、重点計画の案の作成に当

たって六団体の意見聴取の義務付けがされております。

14ページでございます。地方公共団体情報システム標準化法においても基本方針や標準化基準につきまして、同じように地方の意見聴取の義務付けがあるということでございます。

15ページでございます。デジタルによる地域の課題解決ということでございまして、こういった様々な共通基盤を構築した上で、地域がデジタル技術を活用しまして、地域の社会課題の解決につなげていく可能性が指摘をされているわけございまして、例えば仕事の場の確保とか、教育機会の充実とか、医療の充実とかについての地方公共団体の様々な取組を御紹介させていただいているものでございます。

次のページをお願いいたします。デジタルにより目指す社会の姿と地方制度のあり方ということで、デジタル人材の育成・確保についてでございます。デジタル改革の担い手になる人材の充実が不可欠でございますが、社会全体に必要な人材が質・量ともに充実しているとは言い難いという課題認識のもとで、人材の底上げとか専門性の向上を図って、一人一人のデジタル人材が活躍する社会というのが目指す姿として指摘をされているということでございます。

17ページでございますが、現状がどうなっているかということでございます。全国のIT技術者の6割近くは東京圏に集中しておりまして、デジタル人材が大都市に偏在しているということが課題であるということでございます。また、企業を対象とした調査においてもIT人材の量・質ともに不足しているという回答の企業が圧倒的に多いという状況でございます。

18ページでございます。こういう状況を踏まえました政府の取組でございます。デジタル田園都市国家構想基本方針におきまして、育成したデジタル人材が都市部に偏在することがないように、地方への人材還流を促進する取組が示されておりまして、民間事業者と連携しまして、左の方を御覧いただきますと、地域企業への人材マッチングの支援をするとか、地方公共団体への人材派遣をするとか、企業支援とか移住支援をしていく、デジタル人材の地方への移住を促進する取組、こういった戦略パッケージが取りまとめられていたり、あるいは右側であります。地方創生人材派遣制度におきまして、デジタル人材を登録しまして地方創生に取り組む市町村に対して派遣をするといった取組が行われているということでございます。

19ページでございます。こういった色々な資料を紹介させていただきましたが、地方制度のあり方に関する議論との関係で着眼点としまして、一つの案としてお示しをさせていただくものでございまして、御参考までにとということでございます。

デジタル・トランスフォーメーションの進展が地域社会や地方行政に与える影響や課題ということでございまして、1つ目のポツ、こういった進展が与える影響について、おおむね以下のように整理できるのではないかとということで3点御用意していますが、ここはこれまで専門小委員会でも御議論いただいた内容を再整理したものでございます。デジタ

ル技術の活用の可能性とか、行政のデジタル化が住民の利便性の向上の契機になることとか、行政のデジタル化は行政運営の一層の効率化の契機になることとか、こういったことを整理させていただいたものでございます。

次のポツでございますが、地方行政のデジタル化に伴う課題について、ここを特にこれから御議論を深めていただく必要があるのかなと思っておりますが、この調査会としまして、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係等を議論するに当たって、焦点を当てるべき課題としてどんなものがあるか、例えば以下のような視点を捉えることができるかということでございまして、これもこれまで小委員会で様々な御議論をいただいたと伺っておりますので、それを整理したものでございます。

まずはデジタル・トランスフォーメーションの進展と地方自治との関係、地方自治の意義やありようがDXの進展でどういう影響を受けるか。デジタル技術というのは、どうしても性質上、統一化・共通化・効率化が求められるわけでありまして、それと個々の自治体の自主性・自立性の発揮、多様性の尊重という地方自治との調和をどう図っていくのか。DXの進展に応じて、例えば住民との関係で自治体に求められる役割は変わりうるのかということでございます。

また、国・地方関係についてでございます。地方行政のデジタル化において、国が担う役割が増大してきていると考えられるわけでありまして、国と地方の役割分担の考え方、例えば、国は国が本来果たすべき役割に重点化をしていって、地方は幅広くそれ以外の役割を担うべきであるというような考え方もあるわけでありまして、そういう考え方において、この地方行政のデジタル化において国の役割が増えているということをどう整理するのかということが一つあるかと思っております。

具体的には、行政サービス提供の手法という観点からは、国による統一的な対応とか標準化とか共通基盤の活用を進めていくことについてどう考えるのか。あるいは地方が共同して対応するということもあるのか。また、行政サービスの内容そのものについて、国が処理したほうが、むしろ住民の利便性とか行政の効率の観点から適当といえる事務もあるのではないだろうか。他方、地方公共団体による現地の処理というのがやはり適当だと、オンライン化とか自動化になじまない事務もあるのではないのでしょうかといった点でございます。

また、地方からも意見が出てきていますが、地方の事務処理の実態を把握しまして、意見を丁寧に酌み取り反映させていくことが重要ではないか。それをどうやるべきかということでございます。

地方公共団体相互間の関係でございますが、広域自治体である都道府県が果たすべき役割、国の役割が強調されてくる中で、都道府県が果たす役割とは何なのだろうかということ。また、デジタル・トランスフォーメーションの進展によって都道府県が果たすべき役割、市町村の補完とか広域調整、連絡調整と言われてきましたが、こういった都道府県が果たすべき役割というのは変わりうるのだろうかということ。また、広域連携とか公共私

の連携というのは、ともすると社会経済圏域とか生活空間と言われてきましたが、このデジタル・トランスフォーメーションの進展がどういう影響を及ぼすのか。

最後に、デジタル人材の確保・育成など、地方公共団体間の格差への対応にどう対応すべきであるか、こういったもの用意させていただいているところでございます。

引き続きまして、2つ目の「新型コロナウイルス感染症対応について」ということでございます。

22ページをお開きいただきますと、前回の小委員会、あるいは総会の後に政府の有識者会議、これは同時並行で進んでおりましたが、その取りまとめがされておまして、また、政府対策本部において対応の方向性の決定などの動きが出てきておまして、本日は、その点を御紹介させていただくことを考えてございます。

政府有識者会議におきましては、今年の4月以降、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣の下に有識者会議が設置されまして議論がなされ、6月15日に、ここにありますような中長期的な課題について、という文書が取りまとめられたということでございます。本日は、この内容を御紹介させていただいた上で御議論いただいて、個別分野の法令・制度に係る課題ではなくて、地方制度のあり方に関する議論として捉えるべきものという観点から御議論いただくのかなと思っております。

次のページをお願いいたします。今申し上げました政府有識者会議の取りまとめについて、地方制度と関係するかと思われたものを抜粋しているものでございます。特にこの点線で囲んでいる部分が、まさに個表を御用意しまして御議論いただく必要があるかなと考えたものでございまして、これは後ろに個表を御用意させていただいているところでございます。そちらでまとめて御紹介をさせていただければと思っております。

24ページでございます。地方六団体からのヒアリングなどにおきまして、これまで指摘があった課題でございます。例えば、感染症有事における国と地方の役割、それぞれが不明確であったために、医療提供体制とか病床確保、あるいは積極的疫学調査などで混乱が生じたのではないかと指摘であるとか、国の役割としては基本的対処方針を定めることとか、緊急事態宣言をすることがあるのですが、画一的だったとか、時機を逸したとか、そういった点があって、もっと地方の自主性に配慮してくれてもよかったのではないかと指摘、あるいは保健所体制につきまして、業務逼迫が深刻な状況があって、例えば積極的疫学調査に支障が生じた、行政内部の人員融通では限界があった、こういった指摘がございました。

4点目であります。都道府県・保健所設置市区間の調整ということで、感染症法上は都道府県と保健所設置市区に同じ権限があるという状況で、調整がなかなか円滑にできなかった。

ワクチン接種、国の方針が変わっていくことが多くて、やや混乱が生じたのではないだろうかということ。

6点目で科学的根拠の提示・説明でございまして、対応の方向性などについて、自治体

との事前のコミュニケーションが不十分だったのではないかということが言われてございます。

情報共有につきましては、感染状況の把握について迅速な情報共有に課題があった、発生源届出の inputs が遅れたとか、そんなことがあったかと記憶しております。

25ページ以下で、先ほどの有識者会議の報告の内容に沿いまして、個別に御説明をさせていただきます。25ページの一番上、以下共通でございますが、有識者会議の取りまとめからの抜粋を一番上の括弧に入れておりまして、以下関連する制度ですとか、有識者会議の資料などで紹介されております経緯を抜粋・加工したものをお付けしているということでございます。

一番上のところでございますが、新型インフル特措法に基づきまして、政府、各都道府県において新型インフルエンザを念頭に置いて病床確保とか入院調整のあり方を定める行動計画が定められていたわけでありまして、実際にコロナ患者の受入病床をどの程度確保するかについて、事前に十分に具体化されていなかった。また、医療機関の協力を担保するための措置もなかったという指摘がされております。

まん延の状況を踏まえまして、その都度、以下にありますように、国から都道府県に対しまして入院医療機関が果たすべき役割の明確化を要請していく、要はコロナ病床をこれぐらい確保してくださいというような要請がされていくことになりましたし、例えば病床の確保とか人件費の補助とか、勧告に応じない場合には公表するとか、そういった医療機関の担保措置も並行して充実されていくことになったという経緯があるかと思えます。

26ページは、同じく有識者会議の課題の指摘から抜粋でございます。感染が拡大していくとともに自宅療養や宿泊療養が増えていったわけですが、昨年8月、ちょうど第5波が来ていた頃だと思えますが、政府が都道府県に対しまして、入院治療は重症患者に重点化して、それ以外は自宅療養を基本とすると、自宅療養者への健康観察を強化することなどを患者療養の考え方とすることも可能だということを通知しているわけでありまして。都道府県知事が医療機関の協力を得まして健康観察の体制を構築していくわけでありまして、オンライン診療とか訪問診療といったものの体制整備が遅れてしまった。自宅等で症状が悪化して亡くなってしまわれる方もおられたという指摘がされているものでございます。

27ページは、引き続き医療提供体制についての課題の指摘でございます。保健所管轄区域を越えた入院調整の問題ということかと思えますが、入院調整について保健所業務が逼迫する中で、都道府県や保健所設置市・特別区との間で調整が難航した事例があった。入院勧告とか入院措置は保健所の役割になっていまして、保健所は都道府県が設置するわけでありまして、都市部では保健所設置市とか特別区が設置をしているわけでございます。

他方で、受入病床がその管内で不足する場合には、エリアを越えて調整することが必要になってくるわけでありまして、都道府県知事が保健所設置市とか特別区との間で医療機関の相互調整を行い、後に法制化もされています。

ただ、現実にはどういうことが起こったかといいますと、入院調整について保健所業務が

逼迫しまして、都道府県と保健所設置市・特別区の保健所との調整が難航した。例えば、東京都の事例ですと、実際に確保できた空き病床が少なかったわけですが、その結果、特別区でも調整しているのだけれども、東京都にも調整を頼むというような二重調整といった事態があったり、東京都で確保したと思っていた病床に、特別区の保健所が同時並行で別の患者を入れてしまうというような事態も生じたということでございます。

28ページは、都道府県を越えた入院調整でございます。感染拡大期に病床確保が追いつかずに、都道府県の区域を越えた患者の入院調整も必要になったわけではありますが、困難な事例があった。最初のダイヤモンド・プリンセス号の対応のときには、神奈川県内で受入れ困難な場合、周辺の都道府県の医療機関で受入れをされたわけですが、その後、例えば沖縄県での感染急増のケースですと広域搬送が難しかった。また、大阪府知事が昨年6月に指摘したことが書かれておりますが、大阪府知事は自らの都道府県の病床確保が一義的な責務であり、他の府県の患者の受入れはなかなかハードルが高いので、国が広域搬送の仕組みをつくるべきだという指摘をしているところでございます。

29ページからは保健所体制についての有識者会議の課題・指摘でございます。

29ページは、保健所の業務逼迫についての指摘でございます。感染が拡大しまして保健所に大きな負荷が発生しました。その結果、積極的疫学調査や患者の発生情報の収集、管理が十分にできないような地域が見られたという指摘がされております。この点につきましては、その後の色々な対応で業務負担の軽減の観点から積極的疫学調査や行政による患者の健康観察については重点化をしていきたいと思いますとか、患者の発生届についてICTツールを活用するとか、届出の内容も簡素化するというような対応もされました。

他方で、保健所の体制整備という観点からは、全庁体制の構築や外部委託の働きかけがあったり、あるいは地方財政措置をしまして人員増を図ったりしてきました。例えば、この経緯の中で、下から2項目のところに墨田区の事例を書いておりますが、墨田区の保健所では、感染症対応は平時10名だったのが125人に増えたと、区のホームページには書かれております。また、国においても都道府県を越えた専門職の応援派遣体制を構築されたということが指摘をされております。

31ページは、保健所を持たない市町村の役割でございます。保健所を持たない市町村についても自宅療養の際の生活支援、食事の配送が中心かと思いますが、そういった役割が期待されるのですけれども、感染症法上の役割がそこまで明確ではなかったものですから、多くの地域で個人情報保護条例によって都道府県からその市町村に患者の情報が提供できない、なかなか進まないという問題があった。この点につきましては、国から個人情報保護条例で定めている利用とか提供制限の例外規定の適用の検討を要請しまして、この通知を受けて動き始めた地域もあるということでございます。

32ページは、ワクチン接種についての国と市町村の役割ということでございます。国がワクチンを確保しまして市町村が接種を実施するという役割ですが、特にこれは今年の秋以降の動きと認識していますが、3回目の追加接種の際に、当初は2回目の接種が終わっ

てから原則 8 か月以上経過した者を対象とする方針を前提に市町村で準備が進められて、打ち手の確保とか接種券の配送が進んでいましたが、その後 2 回前倒しされた結果、市町村で即応できず、結局市町村が接種券を送ったタイミングで住民が接種できるかどうかが決まるとこういうことになってしまったという指摘がされているものでございます。

33 ページは、事業者への要請という点でございまして、感染初期に、政府と都道府県の間で新型インフル特措法に基づく施設の使用制限の対象施設の考え方とか、時短要請のあり方等について調整が難航した事例があったということでございます。法律の建付けとしましては、基本的には都道府県知事の判断で事業者に対して必要な協力を要請することはできるのですが、国は基本的対処方針が定められていれば、それに基づいて都道府県知事に対して総合調整を行うことができるとされております。この総合調整は都道府県知事を拘束するものではありませんが、緊急事態宣言下では総合調整に基づく措置が実施されない場合には、国は都道府県知事に対して必要な指示ができるとなっているものでございます。

経緯のところを御覧いただきますと、東京都の事例で、これはよく報道された事例だと思いますが、東京都は第 1 波の際に休業要請の対象としてホームセンター、理髪店を含める方針だった。その後、政府が緊急事態宣言を行うことを決定しまして、基本的対処方針においてホームセンター、理髪店については事業継続を要請することが盛り込まれ、東京都と政府の間で妥協点が調整されまして、知事と大臣との直接会談を経て東京都は方針を変更するに至ったということでございます。

次のページでございます。時短要請のあり方の調整で、これは酒類の提供を伴います飲食店の営業についての問題だったと記憶していますが、当初は、基本的対処方針に、特に営業時間短縮に関する言及はなかったのですが、第 3 波が来ていた 2020 年 11 月の終わりぐらいからですが、東京都は 23 区等の区域で酒類を提供する飲食店に対しまして午後 10 時までの営業時間の短縮要請を発表しまして、年明けの 2021 年 1 月 2 日に、1 都 3 県の知事が西村経済再生担当大臣に緊急事態宣言の再発令を要請したわけではありますが、西村大臣は、飲食店の営業制限を午後 10 時ではなくて午後 8 時までにするなどことを 4 知事に対して要請をしたということでございます。

結局、1 月 7 日に緊急事態宣言が行われることが決定され、同時に基本的対処方針が改正されて、そこに、都道府県から飲食店への営業時間の短縮要請は午後 8 時までとすることが記載されましたので、東京都は午後 8 時までの営業時間の短縮要請をすることになったということでございます。

35 ページで、同じように議論の着眼点の一つの案を御用意させていただいているものでございます。新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題と要因でございます。これまでの 2 年半にわたる対応で、ここまで申し上げてきましたような課題が生じてきた要因について、どのようなものが考えられるかということで、ここまで 4 つの項目に分けて御説明を申し上げてきたところでございます。

医療機関の協力を得るための仕組み、自宅療養時の健康観察や保健所管轄区域や都道府県を越えた入院調整の問題、こういった医療提供体制の確保が一つ。それから、2つ目に保健所体制の確保。3つ目にワクチン接種の安定的な進捗確保。4つ目に事業者への要請についての国と地方の役割。こういったことについて課題が生じてきた要因についてどういものが考えられるのか。

それを前提としまして、個別の法令や制度の見直しによって対処すべき課題というよりも、国と地方、地方相互間の関係に関する課題としてどういうものが考えられるか。こういったものについて、今後、小委員会で御議論をいただくということでいかがかという資料を用意させていただいたところでございます。何とぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明のありました内容につきまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。今日はかなり広いテーマについて資料を用意していただいております。時間も今日はかなり長く取っておりますので、御意見をいただいて、今後深めていくべき点を少しでも特定できればと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。私は資料2で御説明いただきました内容のうち、後半の部分にあるコロナの検証の有識者会議のメンバーでございましたので、若干、事務局から御説明いただいたことに補足をさせていただき、この場での御議論に供したいと思っております。

お手元の参考資料3も併せて御覧をいただきたいと存じますけれども、21ページにございますように、有識者会議の検証は、これで終わりというものではなくて、司令塔機能の強化、あるいは感染症法のあり方、保健医療体制の確保などに重点を置いて実施したものであり、その一つのまとめが21ページ以降にあるいわゆる司令塔機能の強化になるわけでございます。その意味では、もともと5回と限られた検討でございますので、ここで議論されるべき地方自治、地方分権と感染症対策との関係について、それほど深掘りをできたわけではございませんけれども、知事会、市長会、町村会から非常に貴重なインプットをいただいてまとめたものであるということは一言申し上げておきたいと思っております。

それから、全体の検証の基調として申しますと、参考資料3の4ページにあらうかと思っておりますけれども、2010年の新型インフルエンザ対策総括会議報告書の提言があったにもかかわらず、それが実際に十分実施されないまま新型コロナウイルスを迎えて、やはりそこで指摘されたようなことが、ほれ見たことかという感じで起きている部分があるのではないかという観点から、21ページにありますとおり、きっちり検証した成果を必ず実施してほしい、PDCAサイクルを回しながら着実に進めてほしい、これは平時からしっかりやってほしいということが有識者会議のまとめとして強く打ち出されているところがございます。

そのような中で、医療提供体制の問題や保健所の問題について、ただいま事務局から大変詳細な御説明をいただいたとおりでございますけれども、この場との関係で申し上げま

すと、関係者間、こちらは当然地方公共団体を含むわけですが、情報共有や役割分担の明確化、あるいは連携を平時からしっかり進めていくことの重要性が改めて強調されているところかと思えます。

また、医療体制の確保について言えば圏域、あるいは広域の連携の問題でありますとか、特に東京都につきましては特別区の問題についても指摘されていることは、この場で改めて確認をさせていただきたいと思えます。

もう1点申し上げたいことがございます。この報告書は、検討会の座長でありました永井座長の強いイニシアチブでということは申し上げてよろしいかと思えますが、医療DXの推進、あるいはサーベイランスの強化などのデジタル化との関係をかなり詳しく書き込んでいる点が一つの特徴でございます。これは具体的に申しますと、参考資料3の9ページのキの医療DXの推進の箇所、あるいは13ページの感染症データ収集と情報基盤の整備によるサーベイランスの強化に表れてございます。

これらはもちろん感染症、あるいは医療分野のお話ではございますけれども、先ほど事務局から資料2で御説明がございました審議項目1の1番目、デジタル・トランスフォーメーションの進展ということにも、いわば準公共分野の最たるものとしての医療についてDXが求められているということと、地方自治、地方分権の関係は当然関連があろうかと思えますので、この場で御紹介させていただく次第です。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。宍戸委員には、こちらの有識者会議の方にも御参加していただいていますので、あるいはそこでの議論についてさらに知りたいということであれば、宍戸委員に伺えば教えていただけるのではないかと思います。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 東京大学の太田です。よろしくお願ひいたします。

今日の議論は、議論すべき点を考える趣旨の会だと理解して、幾つか思いついたことをお話ししたいと思います。

まず、標準化の問題、デジタル・トランスフォーメーション、あるいは処理の標準化の問題でございます。このこと自体は一定程度進めないと、それこそ医療DX、サーベイランスのことも含めてできないだろうことは、私は反対しないのですけれども、若干気になっていることがあります。これは、地方分権というのはやはり何をやるかが重要だけれども、どうやるか、Howの部分はある程度共通してもいいのではないかという発想で出来上がっている。そのこと自体、そういうことが必要な局面もあるだろうとは思っているのです。

他方において、人間は思考を省略するので、考えることがHowによって規定されるということはあるわけです。例えばブラックな話をしますと、学生をABCDEに分けて評価しないといけないときに、あえてBプラスとBマイナスに分けようなどとは思わないわけです。つまり何をやるべきかとか、重要な情報は何なのかというときに、これが標準化のアーキテク

チャーによって規定されていくという逆算が起こる可能性があります。それについては、昔であれば、勝手にカスタマイズして対応しろ、だったわけですが、今後、これを禁止、禁止まではしなくても制限していくとなりますと、逆に、全体の共通システムを変えてくれという異議申立て、といたしますか要望は、しやすくしなくてはいけないだろうという感じがいたします。

それもあって、それに関して地方の意見をよく聞いてくださいという規定は、もちろん御説明いただいたように置いてあるのですが、私が気になっているのは、基本はやはり連合組織、つまり地方六団体を通して言ってくれという建付けになっていることです。あとは関係者というところで読めればいいのですが、ここをもうちょっと、気楽にというと総務省は大変かもしれませんけれども、使っているユーザーとしての地方公共団体が個々に何か意見を言えるというチャンスを広くするべきではないかなという感じがいたします。そこを少し論点化してもいいのではないかと思った次第です。

もう一つは、19ページでデジタル・トランスフォーメーションの進展がどうなるかというところで、利便性の向上、効率化の契機、住民との関係において役割が変わるかという論点提示がされていて、それは重要だと思うのですが、1点、気になっているのは、ちょっと古いのかもしれませんが、デジタルを使うことによって地方公共団体の政治といいますか、行政への参加のあり方はどうなるのかという論点があるのではないかと思います。

それは32次地制調などの話で言えば公共私連携、昔ならそれは住民参加とか住民自治とか言っていたのですけれども、そこまで戻らなくても32次地制調だと公共私連携というところである程度拾われていた論点ではないか。事務局も別に否定するつもりもないのだろうとは、お話を聞いていて思いました。なぜかというと、20ページに公共私連携という用語が使われておりますので。ただ、この問題は、自治体そのもの、自治体相互間の関係ではなくて、単一の自治体そのものの問題としてもやはり考えるべきではないかなと思った次第です。

長くなって申し訳ありませんが、第3に、デジタル人材の問題ですが、私はたびたびこだわって、たびたび教えていただいているのですが、いまだによく分からないところがあります。デジタルというのは一方においてどこでもできる。つまりどこでもできるという契機を使っているから東京に集まっていただく必要はなくて、地方に来てくれないか、地方のデジタル人材が足りないという議論をしているわけですが、他方で、どこでもできるというのだったら、地方六団体のヒアリングで鳥取県知事が来られていたから鳥取の名前を出しますと、鳥取の仕事は東京でやってもらってもいいはずです。ただ、それに対して大屋委員だったかに別の機会に教えていただいたか、その機会に教えていただいたか、やはり即地性のある事務、保守から始まって即地性のある事務があるだろうという説明を受けました。

そこでよく分からないのは、デジタル人材を類型化するなりして考えないといけないのではないかということと、我々が欲しているデジタル人材というのはどういう類型なのか

ということです。プログラム分析とかデータ分析とかプログラムづくりのようにどこでもできるというのであれば、逆に一極集中を防いで、すばらしい自然のある周辺部、あるいは鳥取県とかに行っても、鳥取県の仕事をやってくれる保証はないわけです。つまり非常に高度な人材は鳥取県に住んでいるけれども、鳥取県からの上がりは小さいから東京の大企業とか、本当に優秀だったら世界の大企業から何か請け負っているかもしれない。

その点で、地方においてデジタル人材を、というときの一体何を、どの類型が何で必要なのか、どのレベルの人材を求めているのかというのがお話を聞いていてもクリアでないと思います。その部分を論点化する必要があるのではないかという気がしている次第です。

それから、新型コロナの方でございますが、私は感染症法とかには関心を持っているので、全てが感染症法の問題に思えてきて、地方制度全体をいじくるのかなという点はずっと疑問に思っております。ただ若干、その中でも、もし地方制度の問題として考えるのであれば、やはり保健所設置市とかに代表されるいわば大都市特例をどうするかという問題、非平時において大都市特例をどうするかという問題を一般制度として考えるかどうかという論点はあるかなと思います。

直感的には、感染症がエピデミックやパンデミックになっているときと、外国からミサイルが飛んでくるときの危機は性格が違おうだろうから、一般制度として用意するというのは、あまり意味がないのではないかと思います。それぞれの危機類型に応じた特別法を作っていってもうまくいかないという可能性はあって、さらなる想定外になってしまった危機のときのための補足的な一般類型というものを議論するのかどうかという論点はあるかもしれません。この問題は、変な表現ですが危機体系の一般法という形になるのか、地方自治法に置いておくのかということも含めて議論はできるだろうと思います。

ただ、蓋を開けたって收拾がつかないかもしれない。例の病床の入院先の調整というのは都道府県知事の任務であり、しかも保健所特例がない、つまり保健所設置市の区域も含めて知事に一元的に調整させるところがみそであって、言わば保健所の調整権限を奪うわけです。完全に法的に奪い切れたかどうか分かりませんが、少なくとも、いわば知事の影響下に置くことにしたわけで、特に危機だから上下関係に置くという感じのときには、一つのイメージだとは思いますが。

他方で、担当する事務の量の負荷は都道府県に非常にかかる。横浜市の入院調整までよろしくと言われた神奈川県はびっくり仰天するかもしれないわけです。だから、その点で一般的に規定を置いておくといっても、一般的なルールを決められない、それを論点化しても結論が出ないという可能性は、私は結構現実的にあるのではないかと思います。そこら辺をやるならおつき合いますが、皆さんはどういうおつもりになりますかというのが2番目で、最後の点でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。久しぶりに現実に出てきました。

1つ目は、先ほど太田委員からあった御発言に非常に賛同するというごことばでございまして、デジタル人材というもののイメージが非常に曖昧模糊としているということです。現実のことを考えますと、例えばシステムの開発であるとか改良作業というのを自治体が内製化するというのは、およそあらゆる自治体において非現実的だと思います。それはどこの企業もやっていないことであって、開発作業というのは専門の業者に発注をするのが一般的であるし、また、そうでないと現在の状況ではセキュリティ水準が保てませんので、必然的にそうなると思います。

そうすると、自治体の内部にいないといけない人材というのは、大きく分けると2つだと考えております。

一つは、中とか近くにいないといけない人材というのは、先ほど太田委員に御紹介いただきましたけれども、保守とかメンテナンスをする人は物理的に機器のそばに近づけないといけないことが多いので、それは近くにいてくれないと困るという事情はよく分かります。ただ、例えばこれをやるために必要な教育水準というのが情報系の学部卒ですかと言われると、そんなことは決してないわけです。多分一般的にこれは中級エンジニアなので高専卒ぐらいのレベルだろうと思います。

もう一つは発注側です。つまり発注作業をする人が、システムを使うと何ができるかということの理解を持っていないと基本的にまともな発注ができないのです。なので、自治体の業務を分かっている、それと技術を組み合わせると何ができるかということをご構想する人材が必要なのですが、この人たちは実はプログラムを書ける必要はほとんどないのです。自分で手は動かさなくても、何ができるかということだけ理解していればいいので、実は必要なのは自治体業務に関する知識に加えて想像力の基礎になるような技術理解だということになります。これもいわゆる情報系教育の産物ではないので、むしろ既存の自治体の職員さんなどに、先端的な技術の水準であるとか可能な中身というのを体験して理解してもらうためにはどうするかということをご考えるほうが建設的であろうと思います。

そういう形で、ここで言っているデジタル人材なるものの中身とか必要なスキルは何であるのかということについては、もう少し明確化する必要があるというのが第1点です。

これに付随して申しますと、そのようにデジタル人材をもう少し明確にした上で、今、還流が構想されているわけで、それは現時点においてIT技術者が集中しているということをご考えればやむを得ない話だとは思いますが、本来は、これはむしろ育成と流出防止をポイントにすべきだと考えます。周知の事実ですが、都市部への人口流入は18歳と22歳で起きていますので、要するに進学・就職です。これで既に都会で人間関係が出来上がっている者をご呼び戻してくるという結構難易度の高い作業を主軸にするよりは、18歳、22歳の段階で出ていかないように地元でちゃんとそういうことが勉強できて仕事に就けるような環境を整えていくことを中長期的には少なくとも考えていくべきだと思います。これが1つ目です。

2つ目は、デジタル化に伴って自治体の仕事というか機能がどこになってくるかという話であります。これは私は色々ところで繰り返して言っているのですが、デジタル化によって効率が上昇したり、時間・空間の制約から逃れていくのは情報社会というか Society4.0と言ってもいい、要するに情報の流通の部分です。これと実社会の接点というものが必ず必要になってくる。例えばeコマースで、特に情報財だとモノの移動を介することなく取引が行われ、例えば金銭的な価値がどんどん移動していくわけですが、それをこの世界で例えば私が生きるためのお金に交換するためには、どこかでそれを現実の通貨に引き換える必要があるわけです。

このようなSociety4.0と3.0の接点と私はよく言うのですけれども、バーチャル社会と現実社会の接点の部分というのは我々の実空間の中に必ず残るはずで、それを担っていくのは地方自治体になるだろうと思いますし、そうならざるを得ない。

具体的に言うと、例えば今、教育データ利活用で児童・生徒の成績であるとか、健康診断の情報から、この子はひょっとしたら虐待されているのではないか、あるいは家庭に問題があるのではないかと思われるような子供を選び出すというか、懸念のある児童・生徒を推定するというような取組がされているわけですが、この子が本当に虐待されているかどうか、例えば予想外の体重減少があったということはデータから推定できるのですが、それが親との関係によるものなのか、虐待によるものなのか、本人がたまたまアイドルを目指してダイエットを始めたためなのかということは、実際に顔を見て確認してみるしかないわけです。

このような形でデータ上に現れた変化が実際の事実に対応しているか、特に問題と対応しているかといったようなことを確認するためには、人間によるコミュニケーションが必要であり、これは自治体がフロントとして対応していくべき機能だと思います。

逆に言うと、実社会から得られたデータを処理し、共有し、分析するようなバックヤード機能は統一していくことができる。バックヤードを統一した上で、情報の世界への入口・出口のところと、その得られた分析をどのように利活用していくかという意思決定の部分を個々の自治体が担っていくというのが、ありうべき機能分担の姿かなと思うところです。

かつ、このようにバックヤードを統一していくことが、新型コロナウイルス問題などにおいても必要な対応であつたらうと本来は思っています。というのは例えば、最初の頃の話ですが、ワクチン接種の優先順位が決められて政府から発表されたときに、私はこれは絶対うまくいかないと予言していました。つまり医療従事者が最初で、その後、高齢者と基礎疾患保有者からやっていきますという話だったのですけれども、これをきちんと守ろうとする限り、ワクチン接種のペースは絶対上がらないと予言していました。なぜかというと、どこに誰が住んでいて年齢が何歳かという情報を持っているのが自治体であるのに対して、誰が基礎疾患を持っているかという情報を持っているのは保険組合、保険者だからです。

私の場合で言えば、ここに47歳の大屋という男がいるということは横浜市が御存じです

が、そいつがどういう病気を持っているかということを知っているのは慶應義塾の保険組合です。両者を統合しない限り、まともな優先順位が決められないので絶対にうまくいかないだろうと予言しておったところ、政府自身が職域接種という仕組みを導入して、優先順位を全て台無しにすることによって画期的なペースアップが図られたという解決を見たわけですがけれども、これは当然ながら科学的には本来問題のある意思決定であり、是正されるべきであったと思います。

なぜこのような問題が生じたかという、先ほど申し上げたとおり、日本ではもともとそれぞれの機関がそれぞれの職務を行うのに必要な情報を分散保有して共有しないという体制になっている。かつそれによって情報の集計に伴う濫用を防ぐという体制が長く取られてきたからだとすることができるだろうと思います。それは濫用防止という意味では非常に有効な仕組みだったと評価することはできるだろうと思いますが、他方で、平時とは違う権限配分で何かをやろうと思った瞬間に巨大な非効率を露呈させるという弱点を内包していたものだとすることができるだろうと思います。

したがって、今後に向けては、情報はむしろ共有をベースとし、その利活用が適正に行われていることをガバナンスによって担保するという制度に変革していく必要があるだろうと思います。また、それを前提として、それぞれの自治体の機能といったものが再定義されていく必要があるだろうと思っておりますので、そこまでのスコープを持ってこの問題を考えるべきだと思っております。

ところで、このようなことを言い出しますと、これも太田委員の御指摘どおりだと思うのですが、手段が思考を規定するので一定の影響が自治体業務にも生じるでしょう。したがって、現場からの意見の風通しをよくする必要があるという御指摘についても誠に同感なわけですが、これについては、例えば今回の資料1でも、国による統一的な対応を標準化、共通基盤の活用という形で「国による」という主語があらかじめ想定されているところにやや問題を感じなくもないと思ったところです。というのは、デザインプロセスとオーソライゼーションプロセスは違うと申し上げてもいいのですが、最終的には国の権威によってこれが標準であるということを決める必要があるとしても、その検討や策定作業を国が主体となって行う必然性は本来ないはずだと思うからです。

つまり、例えば工業規格であれば、業界に検討していただいて、これでよろしくと言われた内容を国がオーソライズするといった手続を採り得るわけでしょうし、それとのパラレルで考えるならば、熱心な自治体自身に検討していただいて、これでといった内容を国がオーソライズするということを考えていけばよいのではないかと。そのようなことを全自治体がやるのか、先進的な理解のある、関心のある自治体を中心となって行うのかということは検討の余地があると思いますけれども、例えば地方六団体なども、そこに関与するような形で進めていくことが考えられるのではないかと思います。

長くなりましたが、私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員からお手が挙がっていました。

○土山委員 今ほどお話にありました、デジタル・トランスフォーメーションのところについて、大きな懸念されるべきこととして、制度をつくるときには、よく最悪の可能性をもって考えるほうが予防にはなると思うのですけれども、お示しいただいた資料の中の7ページの、標準システムへの令和7年度までの移行というのは相当厳しいのではないかと問題意識からでございます。

先ほど大屋委員や太田委員からもお話があったように、まず、人材の問題、標準化するシステムに移行する人材が1,700ある自治体に満遍なく行きわたるとするのは、今、まだ仕様書が完全に出ている状態ではないところでは相当に難しかろうと思うのです。また、二十業務を見てみても、非常に重要な個人情報にも深く関わるようなものが多くありまして、その意味でもなかなかきちんとしたシステムをつくって、それがちゃんと動くものなのかどうかというところを検証して、しかも、それぞれの自治体が乗り換えていくということは、これだけ人や資源が少ない中では相当に難しいのではないかと懸念しております。

既にこれまでもお話があったかと思いますが、この令和7年度までにというのがどれぐらいその拘束力を持つのか、また、それに乗り換えるときの資源としては、こうした人手が少ないということが既に想定されている段階では、相当にお金のかかる、資源のかかることになるとかと思えます。国が標準化を設定するということは、ある意味ナショナルミニマムとして国の資源で行うという前提なのかどうかというところ、そうした資源と人の問題からいって、この期間にシステムエラーなく、また、統合に伴っての様々な不具合や調整などを乗り越えて、安定的にこれらの重要な情報を失わずに運営することができる体制にできるかというところでは、相当に厳しいのではないかと危惧されています。

ということで、標準化については、まず、人とお金という資源の問題、それから、結果的には年限の問題として現れてくるのではないかと懸念して、どこかのタイミングで年限の再調整ができるよう踏みとどまるところが必要なのではないかとこの点が大きく懸念されています。さらに、この33次地制調で住民の視点を踏まえてというお話がありました。デジタル化に関しては行政手続オンライン化法があり、各自治体で行政手続オンライン化条例を設定することが期待されていると宇賀克也先生などは解釈しておられます。

そうしますと、今、そうした自治体の行政手続オンライン化に関わる条例は全国で半分ぐらいの自治体でしか制定されておられません。また、システム標準化を行う基幹業務に関して言えば、データの安定性であるとか、運営の安定性であるとかということを住民の理解や安心を持って進めることが必要なのではないかと。その意味でも今、そうした対応について、住民の理解を得たり意見交換をしたりしながら取り組んでいる自治体はおそらくほとんどないのではと危惧されます。

さらにもう1点、デジタル化について3点目です。標準化の部分ですけれども、先ほど標準化されたシステム自体の異議申立てをどう柔軟に入れていくかという話がありました

が、例えば今回のコロナでの交付金に当たっても、銀行口座がなくてもLINE Payとセブン銀行で出すことができるという自治体が23区であったと伺っております。そうした自治体
が先駆的に行えることが、標準化によって足を引っ張る可能性もなくはないとも言えます。

現在の標準化法の前提は、そうした自治体の先駆的な取組を全部包含する、あるいは、
ある意味で最先端をいくという前提でつくられているように思うのですが、標準化
している部分がボトルネックになって、デジタル化に取り組む自治体の先に行っている
ところの方がうまく進めなくなる可能性もあると思います。そうした懸念される状況に対
する検証が必要なのではないかと考えております。

コロナ禍に関しては、懸念される状況について検討することが必要ということ言えば、
保健所がパンクしてしまったということ、この間も実際のヒアリングの中でお伺いしま
した。一方で、今の事務の所掌を見ていると、保健所業務の中に入院調整や自宅で隔離
している方の健康管理的なものが入ってきております。しかし、これは本来は医療のはず
なものです。資源が限られたときに誰を先に入院につなげるか、自宅で待機している方の健
康状態はどうかということは医療の分野ですから、そうしたところをできるだけ保健所業
務から切り離すことが必要なのではないかと思います。

そうすると、医療現場も人が足りないということだと思えます。医療現場の人が足りな
いというのは、結局保健所も人が足りないのであって、この間、コロナ禍の検証につい
て進んでおられて、宍戸委員の御報告にもありましたけれども、司令塔をつくる。司令塔自
体は非常に重要なのですが、結局足りないのは実働部隊のところであって、その部
分をどのように具体的に、現在第7波ですけれども、どれぐらいの状況に耐えられるこ
とができるマンパワーがあるのかということについては、もう少し検討する必要があるの
ではないかと思っております。

その意味では、ヒアリングとしてこの間、厚生労働省の話や色々聞いてまいりましたけ
れども、全国保健所長会から、あるいは保健所で働いている方の実際の声を伺うことも必
要なのではないかなと考えております。

また、都道府県の権限の強化が先ほど御紹介のあった参考資料で出ておまして、その
ことについては、都道府県が強化される必要性はあると思いますが、そこで書かれてい
る医療機関などとの形は連携とか協定という言い方が出ています。ただし、これはやはり法
的根拠を持って指示・命令ができるような権限を持たないと、実際にどれぐらいの資源が
確保できるかということでは難しいのではないかなと思います。

コロナのことに言っていると、保健所の業務分担について、もう少し検討するべきとこ
ろがあるのではないか。そのためのヒアリングも必要なのではないか。また、都道府県の
権限強化をもう少し明確に法律などでの形で担保するべきではないかという問題意識を持
っているところでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 この資料を拝見して、私もデジタル・トランスフォーメーションにおける地方の自主性とは何かをどう考えるのか、悩んでおりましたが、今実行されている事務処理や帳票類を変えるのが大変であるとか、カスタマイズしたり等、そういうことではないと思います。そこで、デジタル社会にむけては住民の利益にかなうような内容が何かということDXにおいてゼロベースで見直す最終的な機会かなとも思いますし、業務の標準化や共通化というものを住民視点で利便性と安全性を検討していくことが重要なのだと思います。

その上で、人材、ノウハウ、情報、資金が地域で回っていく体制をどのようにするかを設計するのも重要な観点かと思っています。

先生方がご指摘のように、「デジタル人材」とはざっくりした言い方で、エンジニアなのかデータサイエンティストなのか。民間組織でも、DX化したいといったときに、人材を採用するときには相当要件を細かくしないと、入社後に、期待していた活躍が見られない、互いにギャップが生まれるということがありますので、ここは本当に重要な観点です。

先ほど大屋先生が整理してくれたことはとても分かりやすかったのですが、同時に、私も想像していたのが、一つは行政事務のRPA的な、証明書、税の手続き関連などの通常業務は、小さい市町村などは人材不足もありますので、この辺りに事務処理プロフェッショナルを入れていく形をどう担保するのかという領域のデジタルがあります。もう一つは、デジタル・トランスフォーメーションされたその先の姿が分かっているデジタルの人材を起用できる環境、人材が自治体内に存在するかということです。事業開発や地方創生に資するデジタル人材の育成、教育のできる専門家の役割も、こういう形で大きく分かると想像します。

また、資料の15ページに事例を入れていただきましたけれども、これによって社会がどういう姿になっていくのかを想像するとき、地域はデジタルインフラの環境を創出して、その土地ならではの特色を出していくことができますし、国はデジタルで地域をこれまで以上にタイムリーに、迅速に、瞬時につないでいくことができるでしょうし、情報やコンテンツの格差を是正することができれば、東京一極集中が変わるという流れも生み出せるため、国の役割がさらに大きく、また、「国民視点」になるところも考えられるかと思っています。

また、地域が、場合によっては国を介さずに他の地域ともつながっていける。こういうことが理想の姿なのだということを共有して、そこの中でどう考えていくかという議論が必要ではないかと思っています。どんな姿を描くかというのはすごく重要なところで、民間企業もなかなかデジタル「トランスフォーメーション」にまで至っていない。「デジタル・フォーメーション」、デジタルの体制をとって守備についているだけで全然事業が動いていないということは、会社も社会も変わっていないということになるので、今こそ社会を変えていこうという流れの中で、「トランス」のところをどう考えるかということが議論の視点です。

もう1点のコロナに関しては、これまでの3年ほどの学びの中で、緊急時の指示・命令系統の明確化と国民・住民への同時の情報伝達というのがすごく重要で、また、協力体制の設計がどうなっているのかということも明確にして、また、住民も理解をしておくことが大事であることを本当に切に思います。医療事務の効率化と見える化ということこそがデジタルだと思いますので、今回もワクチンのオペレーションやHER-SYSと電子カルテに二重に登録が必要で、医療機関が混乱を起こすみたいなことも起きていますので、こういうボトルネックをどう解消するかというのがデジタル社会のポイントなのだと思います。

また、先ほど県を越えての受入れというのもありましたけれども、地域医療構想と医療DXの関係をどのように構築していくかということも論点かなと思います。コールセンターなども設置されていますけれども、保健所業務の入口を自動対応してAIチャットボットで初期対策して、その後どうしていくとか、こういう連携もどう取れるのか。また、線引きが1人の住民からすると、なかなか見えないところがありますので、それをどのように決めてオペレーションしていくかが重要かなと思います。体調を崩した住民が自分の自治体にアクセスをしてもつながらない、対応してもらえない、そのボトルネックの分析がこの要因ということになってくると思いますので、現象とか状況というのはこれまでもたくさん資料をいただいたのですけれども、ボトルネック分析というのをもう少しできたらと思います。

例えば東京だと、区に連絡をしてもなかなか連絡がつかず、そのうちに東京都がLINEでアクセス先を設計、周知し、一応は安心感がある。でも、その先がなかなかまた難しいとか、そういうことを皆さんは体験したところだと思いますので、そこを改定していかなくては行けないのかと思いました。

また、論点の中に入れてもらいましたけれども、緊急時の個人情報の取扱いをどうするかということも非常に重要で、前半のデジタル・トランスフォーメーションのところにある6ページの⑤に、さらりと個人情報の共有と書いてあるのですけれども、さらりと記されているのは気になります。児童相談所の連携とか、こういうコロナの状況における共有というのは、例えば個人情報の取扱責任者、管理者というのが、民間企業だったら社長や経営陣が責任者として対外的にも公表されますが、資格保有者の明確化とか、この辺もどうしていくかという論点はあるかなと思いました。

テレビ番組でも報じられましたけれども、介護施設や自宅で介護サービスを受けているコロナ感染者の方を病院に運ぶのに、保健所が機能しないため、介護タクシーの方が医療・感染症の知識、ノウハウや経験もないのに搬送せざるを得なくて、その方々がまたコロナに感染するといったことも起きていました。国立病院とか市立病院、かかりつけ医の連携みたいなのも患者視点でやるべきことはあったと思うので、今、報告書を整理いただいたものを見せていただきましたけれども、ここの分析というのがもう一歩進まない、次に生かせるポイントはなかなか出せないのかなということも思っております。

○山本委員長 それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 事務局で丁寧に資料をまとめていただいたことに感謝いたします。

資料2の19、20ページに、デジタル・トランスフォーメーションの議論の着眼点の案ということが出ておりますので、この2ページについて3点ございます。

まず、DXが進展することによって地域社会や地方行政に与える甚大な影響があるとすれば、どのような課題が考えられるか、という点で、前半の資料には少し入っていたのですが、やはりデジタルインフラが当たり前の社会になると、問題が起きたときに、市民生活に与えるダメージも大きくなると考えられます。

色々なインフラがデジタル化することによって、システムダウン、サイバー攻撃、あるいは災害、紛争などで、広範囲にダメージを受ける可能性があるでしょう。

そこで、何か大きな障害があったとしても、バーチャル空間上で政府機能や行政機能を維持する試みもあるようです。そういったことを考えますと、DXを進めるのだけでも、地方の行政がそういったダメージを受けたときの問題にもケアしながら進めていかないと、不安に思われるところもあるのではないのでしょうか。

令和7年度までに様々な標準パッケージをつくるということで、この地方制度調査会でも既に議論されたところですが、共通化するからこそ、ダメージを受けた時の影響が大きくなると困るので、システムの分化やバックアップなどの対策を用意しておく。そういった論点があってもいいかなと思いました。

2番目の点は、20ページの中盤で大変興味深いと思ったのですが、デジタル技術の活用により、例えば基礎自治体レベルより、国がやったほうが効率がよいような部分もあるのではないかと書いてありますね。これまでは地方にできることは地方で、という地方分権の流れというのが大きくあった。一方で、実はシステムを標準化したり、サービスの提供が容易になったりすることによって、基礎自治体レベルでむしろやらなくてもよいような事務も出てくることを示唆しているのでしょうか。これはどういうことが具体的に想定されているのか。

その下の都道府県のところもそうです。もし基礎自治体の運営が厳しさを増し、都道府県が垂直補完的に支援していく部分が増えるとする、都道府県がシステムをユニットとして管理することによって、基礎自治体の事務を軽減することがあり得るとい話なのか、それは何か具体的なイメージがあるのか。これらは純粋な質問として伺えればと思います。

最後に、着眼点の最後の人材育成の部分ですが、少なくとも公務員の皆さんの支援や教育は大事だと思います。全体のコーディネーターやマネージャーとしての役割を果たさなければならないとしたら、DXの全体像を理解しておく必要がありますね。

日進月歩で発展する様々な考え方・技術・方法・ツールに合わせて、公務員のスキルアップ、バージョンアップが求められています。最近では様々な主体が、研修プログラムを豊富に供給していますね。

「公・共・私」で連携した地方自治ということを見ると、公務員だけでなく、地方の課題に関わる多様なアクターと一緒に研修を受けたり、交流できるとよいですね。実際に

地域課題は様々なところで共通点もあるでしょうから、解決法も横展開したほうが早いことが多いと思います。

国による標準化などの縦展開と、実装や課題解決などの横展開が、効率良く進むことが肝要だと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 新型コロナウイルスに関する課題として地方六団体から示されたものを読んでいると、結局、平時から広域連携して、DXが進んでいたら解決されることが半分以上なのではないかなと拝見しておりました。なので、宍戸先生より有識者会議でまとめられた内容を拝聴して、そのとおりだと思うとともに、いかに加速しダメージ回避を行うかをポイントを絞って議論をしていく必要がある。広域連携やDXから漏れてしまう部分、ダメージがあった際の回避策や手当てなどを議論していく必要があると感じた次第です。

その上で、私なりに公平性とか効率性とは何だろうと考え、感じたことが2つありますので、お話をさせていただきます。

まず、デジタル原則の中で、原則①としてデジタル完結・自動化原則とある一方で、地方六団体からは、皆が危惧するところなのですけれども、移行期に当たってはデジタル・アナログの両面で提供すべきであると。噛み合っていない部分があって、そこをどう解消していくのか、どれぐらいのスパンで過渡期対応の議論が必要ではないかと思っています。

私自身の例で申し上げますと、一事業者としてデジタル申請を結構よくやるのです。できる限り協力しようと思ってデジタル申請を頑張るのですけれども、年に一回の作業のもので事業者が届く、例えば社会保険関係の資料とかを見ると、紙で提出しやすいものが届くのです。印字もされていて。つまり長年の歴史の中でアナログで提出することにこなれた様式というものが届いてしまうばかりに、デジタルに比較的慣れた人間も紙で提出してしまう。私も最初はデジタルでチャレンジするのですが、2、3回つまずくと、手元の紙を使ってしまうことがある。移行期の手続きの在り方は自治体職員だったり各機関で頭をゼロベースで構築しないと、オンライン化は進みづらいだろうというのが、簡単な感想で1点目です。

2点目、公平とは何なのだろうということの第2がワクチンです。大屋先生は職域接種が始まったのはゲームチェンジだったのではないかと、それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、接種促進のためのプランBの速やかな実施は重要。初回は、大都市圏での感染がかなり広がっているにもかかわらず、全国的にワクチンを配付するのは速やかな感染抑制の観点からどうなのか。要は何が言いたいかというと、地域の役割は地元でどのように運用体制を回せるかとか、国ならびに地元関係者に状況をフィードバックしながら連携促進を行うことなのですけれども、国の役割は俯瞰しながら最短のゴールを目指して、偏在の是正をしたり再分配をしたりということだと思えるのですけれども、それがうまくいってなかったからこそ職域接種ということで逆にゴールに近づけるといってプランBを使った

のが今回なのかなと思っています。

役割分担及び地方の声をどう聞きながら、入口とゴールとの合理性というのをどう図っていくか

は結構な難儀な話だと感じた次第です。

最後にもう1点、太田先生がおっしゃっていた地方六団体からの情報収集だけに頼っているのかという話は、私も同感です。せっかく全体的にDX促進などIT環境は進化しているのに、意見収集の方法にバリエーションが増えないのはおかしい。即時性を持って全体的なハッピーを目指して、何らかの追加的な手法を検討していくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 幾つかあるのですけれども、1つ目が、標準化と地方の自主性と自立性というところで、尊重すべき地方の自主性とは一体どういうものなのかをもっときちんと考えたほうがいいかなと思いつながりながらご説明を聞いていました。

標準化することのメリットは多分いっぱいあると思うのですけれども、標準化のコスト、特に政治的コストもそれなりにある。自治体の側からすると、おそらく自治体にとって辛いことを標準化してほしいというか、自治体が単独ではやりたくないことを標準化してもらえると多分すごくありがたい。でも、本当は国も自治体もクレジットクレイミングとでもいえばいいのか、それぞれにとっていいことをやりたい、そのぶつかりがあるのではないかなと考えました。

標準化したことで、先進自治体にとってはサービスの切下げになるなど、色々あると思うのですけれども、特に住民に対する説明責任のコストや標準化によって生じる細かく地域でカスタマイズしていかないといけないような負担が自治体に重くのしかかるのではないのでしょうか。国は標準化でこういうことができる、いい部分は言えていると思うのですけれども、最終的に住民に直接説明責任を負うのは自治体で、トラブルが起きたときに対応しなくてはいけない、対応が薄くなる場合の苦情への対応などそういう色々なことが自治体の負担になっている部分があると思っています。

DXによって一時的に変化を被る部分に関して住民への説明、細かい地域の特性に応じた対応等については、自治体に負担がかかりすぎないように、それは自治体の仕事でしょ、と投げるのではなく、標準化を進めていくときには、もう少し国がしっかりサポートしていく必要があると思いました。

なぜそう考えたのかというと、個人情報保護法改正をうけた自治体の条例改正の検討に参加させていただいたときに、とても些末で、表の議論ではほとんどあがってこないけれども自治体の方がガツクリされていたことがありました。今回、先進自治体で工夫して一定の保護水準を維持してきたところにとっては、利活用の名の下で、保護水準の切り下げ

にもつながる改正が行われていますが、それについては、基本的には地域で決めることができず、個情委にお伺いを立てねばならず、問い合わせで納得のいかない答えが返ってきて、それを説明するのは自治体の役目であり、国でこういうことになっているので、という説明しかできない。他方、手数料や処理の期間などは自治体が自由に決めていいよ、というガイドラインになっています。住民に対峙しているからこそ、短い処理期間で安い金額でやっているわけですが、国は平気で長めの期間をとることができるけれど、自治体としては今やっている以上の水準を下げることはできない。本当はもう少し楽にならないと仕事が回らないみたいなどころがあるのですが、そういうところについて国は配慮してくれない、国が長くしたからといって自治体は長くはできないわけです。それは政治的にも、ということなのですけれども、国が標準化を進めるならば、むしろそういうところも配慮してくれないのか、という話がありました。要は自治体が住民に向き合う部分を国が突き放すのではなく、自治体の負担になっている部分を標準化したり、住民に向き合う上で生じる細かい負担や困る部分をサポートしていくべきなのではないか、というのが1点目です。

2つ目は、太田先生も大屋先生もおっしゃっていた話だと思うのですが、国と地方のコミュニケーションをもう少ししっかりとれる仕組みを考えていく必要があると思いました。今回の資料でもやたらと地方の意見を聞くという趣旨のフレーズが散見されたのですが、コロナに関しても、コロナ以外のことについても、同様かと思います。自治体の人と話すと、ここ5~6年、国から来る通知などが何かがおかしくなった、整合性が取れなくなったものが下りてくるとか、そういう話をよく聞きます。昔はそんなことはなかったのだけれども、最近筋の通らない話が多くて、過去の対応をもとに指摘しても直らない、流されてしまう、しかたがないから、自治体でも放っておく、もしくは運用で曖昧にするという対応を取らざるをえない、というわけです。一つは官邸主導といった政策決定過程の変化もあると思うのですが、国も自治体も忙しくて人が足りず、やり切れない部分だと思うのです。

例えば、コロナで都が入院調整するのに保健所が動いてしまったという話がありますが、要は、都が動いているのが遅いから、現場にとって耐えられないから保健所が先に動いた、それで調整がうまくいかないということもあるのではないのでしょうか。組織で動いているときには、上の立場の人たちが現場に即して動いていないときに、現場がいかにそれをフィードバックしながら調整して、全体として適切な対応をしていくのかをやっていく必要があるわけですが、組織間関係も組織内関係もシステムとしては同様で、フォーマルな意見の吸い上げだけではなくて、インフォーマルな意見の吸い上げみたいなもの、コミュニケーションや情報流通の回路がないと、またその回路が適切に機能しないと、一般的に組織はうまく回っていかないのではないのでしょうか。

今、国と地方自治体の関係とかを考えたときに、特にインフォーマルな意見の吸い上げが多分、最近は何かうまくできていないようになっているのではないかと思うのです。例

えば今も出向などもあると思いますが、昔から機能していた国と自治体の職員の方々同士のコミュニケーションなどの回路が弱くなっているのではないのでしょうか。そういった意味で、太田先生がおっしゃっていたとおり、地方六団体を通じた意見の吸い上げだけではおそらく不十分で、インフォーマルな、もしかしたら個々のことはしようがないような、些細な話かもしれないけれども、現場情報をきちんと吸い上げられるような仕組みはきちんと必要ですし、せっかくDXを使えるならば、そうした仕組みを構築できるといいと思いました。

3点目がデジタル人材の話で、これも大屋先生が情報系の教育の成果だけではない部分が結構あるのではないかとおっしゃっていましたが、私も執務知識、現場知、すなわち実際のローカルな地域の需要や状況のことが分かっている自治体職員が、どのようにデジタルの知識を持つのかということが重要だと思います。使い方を知らないから知っていくという話と、その自治体で使う機運をつくれるみたいなことが両方必要に思います。使っていく機運をつかってそれを実現していくことを考えると、それはデジタル時代に即した有能な自治体職員の条件、つまりその時々新しく求められている取組に先進的に取り組んでいくような職員ということかと思いますが、そういう人材をたくさん育てる必要があるように感じます。今、人材の育成というとデジタルだ、デジタル人材にリソースを投下すると自治体業務が効率化していくだろうという前提のもと、デジタル人材の活用、育成、派遣といった話になっていますが、効率性と一旦切り離して、デジタルというものを使う有能な職員、地域を新しい社会のあり方に向けて引っ張っていく職員を育成するという観点から、デジタル人材とはどのような能力が必要なのか、考えたほうがいいのではないかなと思った次第です。以上、3点になります。

○山本委員長 それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 資料の御説明等、ありがとうございました。

既に出された先生方の意見とも関係するところですが、幾つか申し述べたいと思います。特に今回、地方制度としてどう対応するかということを考えなければいけないということを念頭に置いての問題提起ということですが、

1点目は、DXと地方自治なり自治体の役割の変化ということですが、これは、32次地制調のときには、行政資源の利用可能性が制約されていく問題、要するに人材不足、人口減少という問題があって、それに対する解決策としてのデジタル化という位置付けがあったのですが、その後、コロナを経て、さらにDXもどんどん進んでいくということになったときに、やはりDXをイノベーションとして地域におけるサービスの提供のあり方ですとか、あるいは地域社会との関わり方ですとか、住民に対するサービスの提供体制のあり方を大きく変える一つのチャンスになりうるという位置付けになっているのだと思います。

その際に、広域化なり標準化することになると、データの基盤整備を行ったり、データのガバナンスを行ったりする主体と、実際に現場でサービスを提供する行政主体が乖離してくる、分離するという状況が今後生まれてくるだろうと思います。そのときに、サービ

スの供給に対する、あるいは行政サービスに対する責任の取り方といたしますか、デモクラシーとも関係しますけれども、データの管理というのは非常に広域化して、場合によっては国全体で行う一方で、現場でのサービスの提供は自治体の職員によって行われる、場合によっては民間の主体も関わってくると思いますけれども、両者の乖離がある中での責任体制をどのように法的にも制度的にも確立するかという問題がおそらく出てくるのかなと思っています。

標準化は、私は個人的にはどんどん進めるべきと考えていて、その際、果たして国が主導するのか、あるいは自治体が連携して主導するのかというのは選択肢がありうるというのは、先ほど大屋委員がおっしゃったとおりだと思います。ただ、私がちょっと懸念しているのは、今回、標準化法ができていますので問題ないと思うのですが、国のデファクトスタンダードとある自治体のデファクトスタンダードが並立して収拾がつかなくなるということがあってはいけないと思いますので、国全体の方針としては今、標準化するという方向が見えていますので、やるならきちんとデファクトスタンダードを推進する主体を確定した上でやっていく。そうでないと、先行している自治体との関係であつれきが生まれることを私は一番懸念しているのが一つです。

もう一つ、コロナ関係のことは太田委員がおっしゃったこととも絡むのですけれども、検討の中心になるのは保健所の役割をどうするかということになるのかもしれませんが、ただ、その際に感染症法なり地域保健法の見直しということをこの地方制度調査会で言うのが適切かどうかという問題があると思います。ですので、これも太田委員がおっしゃったとおり、大都市制度との関係、あるいは都道府県の役割との関係で、保健所の体制をどう再構築するかという点、そして、非平時のときに一定の広域の主体に強力な調整権限を持たせるということを一一般制度として、例えば地方自治法で規定することが望ましいのかどうかということについて検討するというのは、一つ議論の方向性としてあり得るのかなと思われました。

以上です。

○山本委員長 岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 岩崎です。大変御丁寧な御説明をありがとうございました。

冒頭、太田委員からデジタル人材の類型化が必要であるというお話がありましたので、その点について少しお話させていただきます。私も人材の類型化については大事な視点で全く同意しています。デジタル人材にもレイヤーがあります。まずはトップのDXの担い手であって、組織の構築から戦略的なデータ活用など様々なコアコンピタンスが要求されるCIOであり、この人材は民間からの派遣や、あるいは複数の自治体での共有設置が推奨されるかと思います。都道府県レベルでは、最近では首長直轄組織で設置されているケースも多く見られます。

CIOは専任かつ司令塔機能としての設置が必要で、兼任CIOなどCIOのレベルによっても権限や執行の面でデジタル化の進捗に差が生じるので、望ましいのは専任CIOをどう設置して

いくかというところでは、この点、先ほど谷口委員が御指摘の、例えばインフラ分野の有事が発生した場合の対応などを考えますと、感染症のみならず、自然災害やサイバー攻撃などの対応の面でBCPという業務継続計画を担う担当者としていつ起こるか分からない緊急時の任務を遂行するために専任である必要があります。専任人材の不足をどう補うかは、先ほど申し上げた通り、人材育成、共有、テクノロジーの活用による効率化で人材の再配置等が有効かと思えます。

もう一つは、CIOを支えるデジタル人材ですが、この点は大屋委員が御指摘の、例えば保守・運用レベルなども含めて担当する人材に当てはまるかと考えています。システム開発事業者とも連携できるかと考えます。最近ではこれらの人材を内部育成する自治体も出てきているところも見受けられます。民間の支援もこの点は大きく貢献できるかと思えます。

最後に、セキュリティ対策や改正個人情報保護法の観点から、職員全体のITリテラシーの向上も同時に必要であり、この点は研修制度などがJ-LISや自治体大学校や各種アカデミーなどで開講されています。質・量ともにさらなる充実を図るために、例えば専門職大学院の設置ですとか、あるいは大学院講座の開設等の検討も一考かと思えますし、また、オンライン研修などの充実で、さらなる量の拡充も期待できるかと思えます。

したがって、デジタル人材といいますが、やはりレイヤーごとで必要とされる質・量が異なってくるということを前提に、デジタル人材が不足すると懸念している自治体にどう支援できるのか、既存の事業者との連携など丁寧な説明も含めて、2025年の標準化対応に向けての人材育成を進めていくことができると考えています。

基盤整備については、先ほどの御指摘のとおり、国主導で進めていくということに全く同意しています。今後、市区町村においては、デジタル化の進捗に大きく差が出てくると予見されています。自治体規模ごとの共通課題や解決法を共有していくことと、あるいは自治体の規模ごとにリスクを分散化するための共同利用が有効と考えています。

デジタル化によって実現できるメリットは、やはり行財政改革、効率化、国民サービスの利便性の向上などであって、これまで研究調査をしてまいりました世界の電子政府ランキングでも、国と地方が一体化したデンマークをはじめとする上位国によく見られる特徴でもあります。平時・有事にかかわらず、全国でつながるデジタル化を進めていくために、国や都道府県、市区町村の連携が何よりも大事で、それぞれの役割を整理、再考していくことで、国民目線の連携、協働できる体制を構築していくことが大事かと思えます。

以上です。

○山本委員長 大橋委員、お願いします。

○大橋委員 私からは幾つか簡単にコメントをさせていただきたいと思えます。

まず、資料2の19ページの下の方のDXの進展と地方自治との関係というところについては、従前から、共通化・効率化が求められる地方行政のデジタル化と、多様性を尊重する地方自治との調和という話が出ております。この問題は、先ほどほかの委員も御指摘されていたように、「尊重すべき多様性、自主性」というのは一体何なのだろうかというところ

ろと関わっている話なのかなと思います。

なぜ地方自治において多様性が尊重されるべきなのかという、究極的には住民のため、住民自治のためというところがあるとすると、共通化によって住民自治、住民にとってメリットがある話なのであれば、その点を重視して話を進めていくことができるのではないかと考えております。そうすると、必ずしも相互に抵触する話ではなくなってくるように思われますので、やり方によってはうまく整理することができるのではないかと考えております。

次に、自治体間の連携に関わる話では、今回、この33次地制調で注目点というか、重点ポイントとして出てくるのは、政令市と都道府県の間をどう整理するのか。ここは一つ視点として出てくるのかなと思っています。

3点目も、複数の方が言及されていましたが、地方六団体からの意見で、デジタル化に関して地方からの意見を聞いてほしいというような要望が出ているわけですが、一方で、現状で一定の意見聴取の仕組みがないわけではないということがございます。そうしたなかで、あえてそのような、意見を反映してほしいという意見が出てきているということは、既存の仕組みがうまく働いていない、もしくは不十分などところがある、もしくはほかの委員が言われたように、よりインフォーマルな形で柔軟な意見聴取の機会がほしい、そういったニーズがあるのかもしれないということですので、地方からの意見反映というものをごどのように考えていくかというのも一つ今後考えていくべき論点なのかなと思います。

最後に、これは感染症法の話になるかもしれないので、地制調において取り上げるべき話なのかどうか少し迷いがありますが、こちらの資料の中で言及されていた、入院調整で都道府県知事が持っている総合調整の関係で二重調整の問題が出てきて、都が困って通知で対応したというようなことが出ていました。その通知の対応というのは多分、とりあえずの緊急時の絆創膏のようなもので、何かあるときにせめて通知をしてもらって二重調整が起きないようにする、というような話だったのではないかと思います。

この事態が生じたこと自体は少し前の話だと思いますので、総合調整のあり方について、その後、東京都において本質的な問題解決についての対策が何か考えられているかどうか、もしくは、東京都以外のところでは何か別の問題があったかどうかとか、そういったところについても知ることであれば、と思われました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員から何か御質問があるということですが、手短かに。

○太田委員 大屋委員が言われたデータを共有、ガバナンスで管理ということについて、それは、普段は分散管理して結合させないが、危機のときには共有する、それができるようにデータの書式みたいなものを揃えておくというようなことでもいいのか、日頃から共有できるようにするのか。そこだけ確認させていただければと思います。

○山本委員長 お願いします。

○大屋委員 どちらでも構わないだろうと個人的には思っています。つまり、いざというときに共有ができるような形で分散管理されていれば、共有の仕方を変えるだけで済みますので、現状のように共有することを前提としない分散保有、分散管理とは話が違うということかとは思いますが。

○山本委員長 先ほど谷口委員から、資料についての御質問がありましたけれども、事務局からお願いします。

○田中行政課長 谷口先生からの御質問、20ページの関係だったと思います。国・地方関係の3点目で、国が処理するほうが住民の利便性、行政の効率の観点から適当といえる事務が生じると考えられるかという、ここで何か考えていることがあるかということについてですが、国・地方関係の議論をいただくということで、やや挑戦的な書きぶりであったような感じもあります。

結論としては、特に何か今の時点で想定しているものはないわけではありますが、ただ、これまでの行政サービスの提供というのは、幅広い住民に対して行政サービスを提供するときには、市町村というのが提供主体になってきたわけではありますが、これから行政サービスの提供の手法について国が共通基盤をつくっていくとなったときに、果たしてアプリオリにそうなるのかどうかということは、一つ視点としてはあるのではないかということなので、こういう問題提起を書かせていただいたということでございます。

それから、都道府県の役割についてでございます。デジタル化についての国・地方の役割分担というときには、もちろんサービス提供主体である市町村の役割とか、標準化とか共通基盤を提供する国の役割ということは様々言及があるのですが、都道府県の役割というのが、ややもするとあまり出てこないかなと、そういう問題意識で書かせていただいております。

ただ、これまでのデジタル化の取組の中では、例えば市町村のシステムの共通化について、都道府県が役割を果たしてきたような事例もあったかと思っておりますので、今後、特に何か決めたことを想定しているわけではございませんで、国の役割、市町村の役割は結構様々な言及があるのですが、これからの都道府県のデジタル化についての役割とは何なのだろうかということについて御議論をいただければということで書かせていただいているものでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今日は少し時間が超過してしまいましたけれども、非常に多角的な議論をいただきましたので、今後さらに深めていくことができるのではないかと思います。今のデジタル化という場合の国と地方公共団体、あるいは都道府県と市町村の役割という問題も重要ですし、先ほど来、大都市制度に関わる問題も指摘されていまして、それから、国が意思決定をするとか、あるいは地方公共団体でもろもろの調整をするときに、地方六団体を媒介にす

ることももちろん重要なのですけれども、それだけでなく、もう少し現場に近いレベルで色々な調整をし、あるいは意見を出し、吸い上げていく、そのためにもデジタルが使えるのではないかということ辺りが、もう一つ、地方制度との関係では重要かと思います。

それでは、今日はこれぐらいにいたします。

審議項目1につきましては本日の議論の内容を整理し、引き続き今後の専門小委員会において審議をいただきたいと思います。

次回は、地方議会のあり方についての議論を行いたいと思います。日程につきましては追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。